

無電柱化対策に関する調査の実施

－災害に強い安全で良好なインフラ整備に向けて－

平成 26 年 4 月 28 日

総務省 中部管区行政評価局

総務省中部管区行政評価局（局長：吉武洋一郎）は、災害時に倒壊のおそれがあるほか、通行や景観、観光振興の妨げとなることから政府が推進している無電柱化の取組が諸外国の主要都市と比べて進んでいないことなどを踏まえ、平成 26 年 4 月から 7 月にかけて「無電柱化対策に関する調査」を実施します。

この調査は、無電柱化の実態を把握するとともに、その推進体制の整備状況や個別事業の実施状況等を調査し、関係行政の改善を促すことで、無電柱化の推進を図るものです。

〔照会先〕

総務省 中部管区行政評価局

第一部第 1 評価監視官室

評価監視官 宮腰 昭治

電話：052-972-7447

「無電柱化対策に関する調査」

—災害に強い安全で良好なインフラ整備に向けて—

戦後、電力及び通信需要の増加に伴い、多くの電柱が設置されてきた。しかし、歩行者等の通行や良好な景観、観光振興の妨げとなること、災害時の倒壊により道路を閉塞させ、電線類などが切断することにより電力及び通信の安定供給が妨げられるなどの問題が存在



政府は、電線共同溝の整備等に関する特別措置法の施行（平成7年6月）、「無電柱化に係るガイドライン」の策定（平成21年度）、社会資本整備計画（平成24年8月31日閣議決定）における目標設定（市街地等の幹線道路の無電柱化率（注）を23年度末の15%から28年度末には18%へ）等により、無電柱化（電柱類の地中化等）を推進

（注）市街地（都市計画法における市街化区域）等の幹線道路（国道及び都道府県道）のうち、電柱、電線類のない延長の割合

しかし

国内における市街地等の幹線道路の無電柱化率は平成24年度末で15%にとどまっており、欧米やアジアの主要都市と比べて低い（注）。また、市街地等の幹線道路以外の道路の無電柱化の実態は必ずしも明らかでない。

（注）ロンドン・パリ・香港100%（平成16年）、ベルリン99%（平成24年）、ニューヨーク83%（平成23年）、東京23区48%（平成24年度末）

※国土交通省資料に基づく。

なお、愛知県の市街地等の幹線道路の無電柱化率は平成24年度末で22%

そこで

総務省中部管区行政評価局は、次の項目を調査し、関係行政の改善を促すことで、無電柱化の推進等を図る。

【主な調査項目】（別紙参照）

- 1 無電柱化の社会実態
- 2 無電柱化の推進体制の整備状況
- 3 個別事業の実施状況等

[調査対象機関] 中部管区警察局、東海総合通信局、中部経済産業局、中部地方整備局

[関連調査対象機関] 愛知県、市町村、西日本電信電話株式会社東海事業本部、関係団体等

[調査実施期間] 平成26年4月～7月

(別紙)

主な調査項目及び調査事項

主な調査項目	主な調査事項
1 無電柱化の社会実態	○ 国の行政機関、県、市町村における無電柱化についての方針、地域防災計画との整合性等 ○ 国の行政機関、県、市町村における無電柱化に関する住民ニーズの把握状況
2 無電柱化の推進体制の整備状況	○ 地方ブロック無電柱化協議会等(注)の活動状況 (注) 地方ブロック無電柱化協議会は、道路管理者、電線管理者、地方公共団体等で構成するブロックごとの組織(事務局は各地方整備局)で、下部組織として、都道府県地方部会、連絡会議がある。 ○ 地方ブロック無電柱化協議会等による無電柱化計画の策定、進捗状況等
3 個別事業の実施状況等	○ 個別の無電柱化事業について、成功・失敗した理由、原因等

(参考) 市街地等の幹線道路の無電柱化率 (平成 24 年度末時点)

	無電柱化率	参 考
愛知県	22%	全国平均 15%
名古屋市	21%	東京都 23 区 48%、大阪市 38%

(注) 1 国土交通省公表資料による。

2 市街地(※1)等の幹線道路(※2)のうち、電柱、電線類のない延長の割合

※1 : 都市計画法における市街化区域

※2 : 国道及び都道府県道

平成 26 年度第 I 期行政評価・監視計画（地域計画）

名 称	無電柱化対策に関する調査 －災害に強い安全で良好なインフラ整備に向けて－
目 的	<p>我が国では、戦後、電力及び通信需要の急増に伴い、数多くの電柱が設置されてきた。しかし、歩行者等の通行の妨げとなること、良好な景観や観光振興の妨げとなること、災害時の倒壊により道路を閉塞させ、電線類などの切断により電力及び通信の安定供給が妨げられることなどから、電線類の地中化や軒下配線・裏配線(注1)などのいわゆる無電柱化が行われている。</p> <p>無電柱化は、昭和 61 年度から平成 20 年度までは 5 期にわたる計画に基づき、また、21 年度以降は「無電柱化に係るガイドライン」(注2)に基づき、無電柱化は推進されてきた。その間の平成 7 年 6 月には、従来の方式よりもコンパクトであり、かつ、電力・通信事業者等の負担が軽減される電線共同溝の整備を促進するため、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）が施行されている。</p> <p>また、政府は、「社会資本整備重点計画」(平成 24 年 8 月 31 日閣議決定)において、市街地等の幹線道路の無電柱化率(注3)を平成 23 年度末の 15%から 28 年度末には 18%とする目標を掲げ、無電柱化を推進することとしているほか、平成 25 年 9 月には、防災上重要な経路を構成する道路の無電柱化の促進等のための所要の措置を講ずる道路法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 30 号）が施行されている。</p> <p>愛知県も、地域防災計画において、震災時に電気、電話等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図るとともに、道路上の工作物等をできる限り少なくして災害応急対策の円滑な実施を図るため、電線共同溝の整備を推進することとしている。</p> <p>しかし、日本の市街地等の幹線道路の無電柱化率は平成 24 年度末で 15%にとどまっており（国土交通省調べ）、ヨーロッパやアジアの主要都市と比べて低い。また、市街地等の幹線道路以外の道路の無電柱化の実態等は必ずしも明らかではない。</p> <p>この調査は、以上のような状況を踏まえ、無電柱化を推進する観点から、無電柱化の社会実態、無電柱化の推進体制の整備状況、個別事業の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施するものである。</p> <p>(注1) 軒下配線とは建物の軒等を活用して電線類の配線を行うことをいい、裏配線とは表通りの無電柱化を行うため、裏通り等へ電柱、電線等を移設することをいう。</p> <p>(注2) 関係省庁等を構成メンバーとする無電柱化推進検討会議が策定</p> <p>(注3) 市街地（都市計画法における市街化区域）等の幹線道路（国道及び都道府県道）のうち、電柱、電線類のない延長の割合</p>
調 査 項 目	<ol style="list-style-type: none"> 1 無電柱化の社会実態 2 無電柱化の推進体制の整備状況 3 個別事業の実施状況等
調査対象機関	中部管区警察局、東海総合通信局、中部経済産業局、中部地方整備局
関連調査等対象機関	愛知県、市町村、西日本電信電話株式会社東海事業本部、関係団体等
調査実施時期	平成 26 年 4 月～7 月
担当評価監視官等	中部管区行政評価局 第一部第 1 評価監視官